

政策評価の取組状況

厚生労働省説明資料

平成19年3月23日

政策評価・独立行政法人評価委員会
政策評価分科会ヒアリング
(資料)

資料 1 : 厚生労働省における政策評価の流れについて

資料 2 : 重点評価課題に関する評価について

資料 3 : 重要政策評価結果の反映状況

参考資料 1 : 第 2 期「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」
(平成 19 年度～23 年度) 策定のポイント

参考資料 2 : 第 2 期基本計画・実施計画・実施要領 整理表

参考資料 3 : 新・旧政策体系

参考資料 4 : 「政策評価に関する有識者会議」の開催要項及び参集者名簿

平成 19 年 3 月 23 日

厚生労働省政策統括官付政策評価官室

厚生労働省における政策評価の流れについて

政策評価の目的

- 国民に対する行政の説明責任
- 国民本位の効率的で質の高い行政の実現
- 国民的視点に立った成果重視の行政への転換

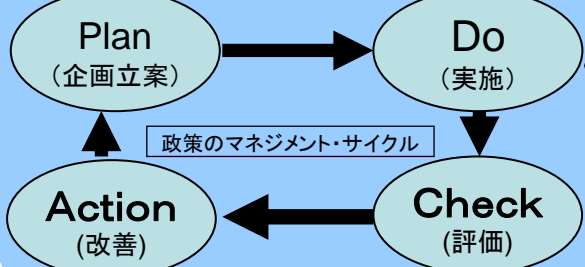
厚生労働省

政策統括官付政策評価官室

- ①政策評価に関する基本計画・実施計画の策定等
 - ・5年度ごとの「基本計画」の策定
 - ・毎年度の「実施計画」の策定
- ②各種評価書等のとりまとめ及び公表
 - ・評価書作成に係る助言・援助
 - ・事業評価書、実績評価書、総合評価書のとりまとめ
- ③政策評価等の方法に関する調査・研究及び開発
 - ・政策評価に関する有識者会議等による知見の活用
 - ・民間シンクタンク等による委託調査・研究等

省内各部署 (大臣官房含)

所管の政策について、自ら評価し
(評価書の作成)、企画・立案に活用



提出
①評価結果
②政策への反映状況

評価方法等に関する
助言及び審査

連携

大臣官房会計課

予算要求時における政策評価書の活用
・予算基本方針の会計課長説明時資料等

総務省(行政評価局)

政府全体の評価結果及び
政策への反映状況につい
て、とりまとめ、公表。

制度の周知

統一性・総合性確保評価
複数府省にわたる政策評価
の実施

客観性担保評価
各府省が行った評価の
確認・検証

知見
の活用

政策評価・独立行政法人評価委員会

客観性担保評価等

評価書の送付

有識者会議

・厚生労働行政
に係る政策評価
手法について 等

ワーキング
グループ

公表

報告

公表

国民

国会

・政策評価実施状況
・政策評価の予算
に係る反映状況
等

重点評価課題に関する評価について

厚生労働省

新・政策評価基本計画(平成19年度～平成23年度)

基本計画での規定

【事後評価の実施に関する事項】

○重点評価課題として評価を行う場合

事後評価の対象とする政策のうち、特に重点的に評価を行うべきものを重点評価課題とする。

重点評価課題は、政策体系の施策目標について、次のいずれかに該当し、評価を実施すべき時期を考慮して選定する。

なお、課題の選定及び評価に当たっては、審議会の答申や白書等による分析結果を積極的に活用するように努める。

- a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策
- b 骨太方針に基づき定める政策群に位置付けられた政策
- c 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等

現行・政策評価基本計画(平成14年度～平成18年度)

基本計画での規定

【事後評価の実施に関する事項】

○政策体系の施策目標について、各行政分野における計画等の改定や法律改正など主要な制度の変更を行う場合

※なお、「政策評価に関する基本方針」の改定及び「政策評価の実施に関するガイドライン」(平成17年12月16日)に規定された「内閣の重要政策に関する評価の徹底」を踏まえ、平成18年度より「重点評価課題」を選定して評価を実施

重点評価課題を明確に位置付け

課題の選定プロセス

- 2月下旬 政策評価官室にて、重点評価課題(17年度までは総合評価方式の対象)を選定
- 3月上旬 所管部局と協議
- 中旬 政策評価に関する有識者会議において、委員から助言を得る
- 下旬 「政策評価実施計画」を決定し、総務大臣へ送付

重点評価課題

上記選定基準に基づき、現在最終とりまとめ中

課題例(過去3年間)

- 平成16年度 介護保険制度の適切な運営について(ほか3件)
- 平成17年度 男女雇用機会均等対策の見直しについて(ほか6件)
- 平成18年度 食の安全と安心の確保について(ほか13件)【重点評価課題】

重要政策評価結果の反映状況

厚生労働省

No.	課題名	評価実施年度	採用した評価方式	評価結果の政策への反映状況
1	介護保険制度の適切な運営について	H16	総合評価	評価結果も踏まえ、介護保険制度の予防重視型システムへの確立等を内容とする「介護保険法等の一部を改正する法律案」を第162回通常国会に提出し、平成17年6月22日に可決、成立した。
2	感染症など健康を脅かす疾病の予防・防止及び感染症者等への必要な医療等の確保について	H16	総合評価	評価結果も踏まえ、結核の予防のための総合的な対策の推進を図ること等を内容とする「結核予防法の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出し、平成16年6月15日に可決、成立した。
3	公的年金制度の安定的かつ適切な運営について	H16	総合評価	評価結果も踏まえ、基礎年金国庫負担割合の引上げ等を内容とする「国民年金法等の一部を改正する法律案」を第159回通常国会に提出し、平成16年6月5日に可決、成立した。
4	男女雇用機会均等対策の見直しについて	H17	総合評価	評価結果も踏まえ、男女双方に対する差別的取扱いの禁止等を内容とする「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案」を第164回通常国会に提出し、平成18年6月15日に可決・成立した。
5	精神保健福祉施策の見直しについて	H17	総合評価	評価結果も踏まえ、障害者就労支援施策の強化等を内容とする「障害者自立支援法案」を第162回通常国会に提出し、その後第163回特別国会への再提出を経て、平成17年10月31日に可決、成立した。
6	食の安全と安心の確保について	H18	実績評価	評価結果も踏まえ、BSE対策等について継続して取り組むこととするとともに、輸入食品検査費を拡充して要求することとした。
7	アスベスト対策について	H18	実績評価	評価結果も踏まえ、石綿ばく露防止対策について、今後、建築物の解体作業等における対策の充実を図ることとした。
8	感染症対策の充実・強化について	H18	実績評価	評価結果も踏まえ、組織培養を用いた手法により新型インフルエンザワクチンを生産するための技術基盤整備の経費を新規で要求した。
9	公的年金制度に対する国民の信頼の確保について	H18	実績評価	評価結果も踏まえ、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせることを内容とする「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(仮称)」を今国会に提出することとした。
10	確定拠出年金制度、確定給付企業年金制度等の見直しについて	H18	実績評価	評価結果も踏まえ、企業年金のポータビリティ(通算措置)の確保のための制度改正等の円滑な実施により、今後とも引き続き企業年金制度の着実な整備・普及を図ることとした。

第 2 期「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」 (平成 19 年度～23 年度)策定のポイント

1 政策体系※の再整理

※ 基本計画、実施計画の別紙として提示

(1) 近年の制度改正等の反映

- 介護保険制度改革による予防重視型システムの確立や、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法による仕事と生活の調和対策の推進など、近年の主な制度改正を政策体系に反映。
- 医療構造改革の例に見られるように、具体的な目標値を掲げた計画に基づいた行政を展開し、計画の策定・実施・評価において P D C A サイクルを導入している政策について、政策体系と計画との整合性を確保。

(2) 施策目標ごとの指標設定

- 新たに、施策目標（枝）ごとに施策目標全体の達成状況を評価する指標を設定。（別紙参照）

(3) 達成水準の数値化とアウトカム指標の設定

- 施策目標（枝）及び個別目標における指標について、達成すべき水準の数値化を図るとともに、可能な限りアウトカム指標を設定。（別紙参照）

	新政策体系	現行の政策体系
達成水準を設定している施策目標の割合	80%	42%
アウトカム指標の占める割合	50%	32%

(4) 政策評価と予算・決算との連携強化

- 原則として施策目標（枝）を、予算書における項（予算の流用ができる単位）及び決算書における事項（決算を行う単位）と一致させ、政策評価と予算・決算との連携を強化。（別紙参照）

(5) 政策体系における国際化に関連する政策、科学技術の振興に関連する政策及び I T 化に関連する政策の総合的な提示

- 例えば、国際化に関連する政策については、新型インフルエンザ、食品安全（BSE 対策等）、外国人労働者、社会保障協定（2 国間の年金制度への加入期間の通算等）など当省において実施する政策を再掲として

総合的に一覧できるように提示。

2 評価書様式※の見直し

※ 主に実績評価書における様式

(1) 評価対象施策の政策体系上の位置付けの明確化

- 評価書の冒頭において、基本目標、施策目標、個別目標及び事務事業を一覧できるように記載欄を設定。

(2) 主な事務事業に係る概要等記載欄の精緻化

- 施策を進展させるための具体的な主な事務事業について、予算額、補助割合、実施主体を記載するように様式を設定。

(3) 評価結果分類の見直し

- 評価結果分類について、これまでの達成度合いのみに基づく分類から、施策を見直す場合にはその内容を明らかにする分類へと修正。

(4) 関連する評価書の明示

- 厚生労働省における各施策間の関連が把握できるよう、関連する評価書の施策番号等を記載する欄を設定。

3 厚生労働省ホームページにおける政策評価関連部分の改良

(1) 必要な情報への容易なアクセス

- 施策目標ごとに、累次の評価を閲覧できるようにし、そのための一覧を作成。
- 実施計画、評価書等について年度別のより見やすい一覧を作成。

(2) 掲載情報の充実

- 政策評価制度についての理解を深めるため、政策評価に関する基本的な情報や第2期基本計画策定のポイント、評価書の見方などを新たに掲載。

政策体系の例

(基本目標、施策目標、施策目標に係る指標、個別目標、個別目標に係る指標及び主な事務事業)

基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること

施策目標
(幹)

1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 グループホーム・ケアホームの利用者数(9万人以上/平成23年度)
- 2 訪問系サービスの利用者数(16万人以上/平成23年度)
- 3 日中活動サービスの利用者数(47万人以上/平成23年度)
- 4 一般就労への移行者数(平成17年度一般就労移行者数の4倍以上/平成23年度)

施策目標
(枝)

個別目標1 地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること

個別目標2 障害者の一般就労への移行支援や障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- ・ 施策目標1-1に係る指標4と同じ
- ・ 就労移行支援事業の利用者数(福祉施設利用者の20%以上/平成23年度)
- ・ 就労継続支援事業(A型)の利用者数(就労継続支援事業利用者の30%以上/平成23年度)
- ・ 授産施設等における平均工賃(平成17年度平均工賃の2倍以上/平成23年度)
- ・ 目標工賃達成加算適用事業所数(前年度以上/毎年度)

【主な事務事業】

- ・ 就労移行支援事業の充実
- ・ 訪問系サービスの充実
- ・ 就労継続支援(A型)事業の充実
- ・ 工賃倍増計画支援事業
- ・ 目標工賃達成加算

個別目標3 サービスの円滑な利用や社会参加を支援するための体制を整備すること

個別目標4 自立を支援する医療体制を整備すること

○ 施策目標(枝)ごとに、施策目標全体の達成状況を評価する指標を新たに設定
※ 1(2)に対応

○ 施策目標(枝)及び個別目標に係る指標について、達成すべき水準の数値化を図るとともに、可能な限りアウトカム指標として設定
※ 1(3)に対応

○ 原則として、

施策目標(枝)

=

予算書における項
(予算の流用ができる単位)

=

決算書における事項
(決算を行う単位)

※ 1(4)に対応

第2期基本計画・実施計画・実施要領 整理表

厚生労働省

新・政策評価基本計画(平成19年度～23年度) 根拠法:政策評価法第6条	新・政策評価実施要領(平成19年度～23年度) 根拠法:なし(任意作成)	新・政策評価実施計画(各年度ごと:平成19年度) 根拠法:政策評価法第7条	備考
第1 基本的な考え方	第1章 総則	第1 はじめに	
第2 計画期間	第2章 実績評価実施要領	第2 計画期間	
第3 政策評価の実施に関する方針 1 基本的な考え方 2 政策評価の実施方式 3 内閣の基本方針との連携	第3章 事業評価(事前)実施要領 1 評価の趣旨 2 評価対象等 3 評価の手順	第3 政策体系及び評価予定表	
第4 政策評価の観点に関する事項 1 政策評価の観点 2 各評価方式における観定の適用の基本的な考え方	第4章 事業評価(事後)実施要領 1 評価の趣旨 2 評価対象 3 評価の手順	政策体系の施策目標に係る指標、個別目標及び評価予定は、実施計画にて具体的に記載する。	
第5 政策効果の把握に関する事項 1 政策効果の把握方法 2 政策効果の把握に当たっての留意点	第5章 総合評価実施要領 1 評価の趣旨 2 評価対象 3 評価の手順		
第6 事前評価の実施に関する事項 1 事前評価の対象とする政策 2 事前評価の方法 3 事前評価の実施 ※ (旧 事前評価の手順) 4 事前評価の評価結果の検証	第6章 モニタリング実施要領 1 モニタリングの趣旨 2 モニタリング対象等 3 モニタリングの手順	第4 事後評価の対象とする政策及び評価の方法 1 本計画の期間内において事後評価の対象としようとする政策及びその評価の方法(法第7条第2項第1号の要件に該当するもの) 2 政策決定後5年間が経過した時点で未着手のもの及びその評価の方法(法第7条第2項第2号イの要件に該当するもの) 3 政策決定後10年間が経過した時点で継続中のもの及びその評価の方法(法第7条第2項第2号ロの要件に該当するもの) 4 上記1～3のほか、本計画期間内において事後評価の対象とする政策及びその評価の方法(法第7条第2項第3号の要件に該当するもの)	
第7 事後評価の実施に関する事項 1 事後評価の対象とする政策 2 事後評価の方法 3 事後評価の実施 ※ (旧 事後評価の手順) ※ 旧基本計画では評価対象政策ごとに定めていた「評価の手順」を、新基本計画では「事前評価の実施」、「事後評価の実施」として各評価方式ごとの手順に変更した。	第7章 水道施設整備事業評価実施要領 (※既存の通達を編綴) -「水道施設整備事業の評価の実施について」(平成16年7月12日健発第0712003号) -「水道施設整備事業の評価の実施について」(平成16年7月12日健水発第0712002号)		
4 社会保険庁の実績評価	第8章 研究開発評価実施要領 (※既存の指針を編綴) -「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月28日内閣総理大臣決定。平成17年3月29日改定。) -「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成14年8月27日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定。平成17年8月25日改定)	第5 事後評価の実施 ※ (旧 事後評価等の手順)	※ 旧基本計画では評価対象政策ごとに定めていた「評価の手順」を、新基本計画では「事後評価の実施」として各評価方式ごとの手順に変更した。
第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 1 基本的な考え方 2 政策評価に関する有識者会議	第9章 成果重視事業評価実施要領 1 評価の趣旨 2 評価対象 3 評価の手順	第6 社会保険庁の実績評価	
第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項 1 評価結果の反映 2 反映状況の報告及び公表	【RIA実施要領】 ※ 平成19年度以降、RIAの義務付けにあわせて作成	第7 評価結果の政策への反映	
第10 インターネットの利用・情報公開 1 公表内容・方法 2 国民の意見・要望の受付			
第11 政策評価の実施体制に関する事項 1 政策評価の担当組織 2 政策評価の実施に関する関係課長会議 3 政策評価に関する有識者会議【再掲】			
第12 その他政策評価の実施に関し必要な事項 1 政策評価の継続的改善 2 職員の人材の確保及び資質の向上 3 地方公共団体等との連携・協力 4 本計画の改正 5 厚生労働省政策評価実施計画・厚生労働省政策評価実施要領		第8 その他	
別紙1:政策体系(施策目標レベルまでのもの) 別紙2:政策評価窓口一覧(厚労省)	別紙:評価書様式	別紙1:政策体系及び評価予定表(評価指標入りの詳細版) 別紙2:平成19年度事後評価実施予定表	

注: ()は、旧基本計画・実施計画に記載があり、新基本計画・実施計画では(一部)削除したもの

注: 赤字は新規に項目立てし、内容を記載したたもの。

注: 青字は既存の内容に、見出しを付したのもの

政策体系(基本目標から施策目標まで)の新旧対照表【厚生労働省】

参考資料 3

旧政策体系			新政策体系			(参考) 関連する計画等					
基本目標	施策目標(幹)	施策目標(枝)	基本目標	施策目標(幹)	施策目標(枝)						
1 安心・信頼して かかれる医療の確保 と国民の健康づくり を推進すること	1 地域において適切かつ効率的 に医療を提供できる体制を整備 すること	I 日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること	1 地域において適切かつ効率的 に医療を提供できる体制を整備 すること	1-1 日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること	I 日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること	医療計画 全国医療費適正化計画 医療費適正化基本方針 特定健康診査等基本指針					
		II 医療機関の機能分化と連携を促進し、医療資源の効率的な活用を図ること			1-2 医療の質を向上させるために医療法に基づく基準を遵守させること		II 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること				
		III 救急・災害医療体制の整備を図ること		2 必要な医療従事者を確保する とともに、資質の向上を図ること	2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること		2-2 医療従事者の資質の向上を図ること				
		IV 医療の質を向上させるために医療法に基づく基準を遵守させること		3 利用者の視点に立った、効率的 で安心かつ質の高い医療サービ スの提供を促進すること	3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること		3-2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること	IT新改革戦略			
	2 必要な医療従事者を確保する とともに、資質の向上を図ること	I 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	II 医療従事者の資質の向上を図ること	2 必要な医療従事者を確保する とともに、資質の向上を図ること	2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	2-2 医療従事者の資質の向上を図ること					
		II 医療従事者の資質の向上を図ること									
	3 利用者の視点に立った、効率的 で安心かつ質の高い医療サービ スの提供を促進すること	I 利用者の視点に立った、効率的で質の高い医療サービスを実現するため、情報提供体制を推進すること	II 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること	3 利用者の視点に立った、効率的 で安心かつ質の高い医療サービ スの提供を促進すること	3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること	3-2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること					
		II 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること									
	4 広域を対象とした高度先駆的な 医療や結核・難病などの専門的医 療等(政策医療)を推進すること	I 政策医療を着実に実施すること	II 経営基盤の安定化を図ること III 医療資源の集中・集約(再編成)を図ること	4 国が医療政策として担うべき医 療(政策医療)を推進すること	4-1 政策医療を向上・均てん化させること						
		II 経営基盤の安定化を図ること									
		III 医療資源の集中・集約(再編成)を図ること									
	5 感染症など健康を脅かす疾病 を予防・防止するとともに、感染者 等に必要な医療等を確保すること	I 結核等感染症の発生・まん延の防止を図ること	II 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実すること III ハンセン病対策の充実を図ること IV エイズの発生・まん延の防止を図ること V 適正な臓器移植の推進等を図ること VI 原子爆弾被爆者等を援護すること	5 感染症など健康を脅かす疾病 を予防・防止するとともに、感染者 等に必要な医療等を確保すること	5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること						
		II 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実すること			5-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること						
		III ハンセン病対策の充実を図ること			5-3 適正な移植医療を推進すること						
		IV エイズの発生・まん延の防止を図ること			5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること						
		V 適正な臓器移植の推進等を図ること			6-1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること	(独)医薬品医療機器総合機構 中期計画					
		VI 原子爆弾被爆者等を援護すること			6-2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること						
	6 品質・有効性・安全性の高い医 薬品・医療機器を国民が適切に利 用できるようにすること	I 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器の迅速な承認手続を進めること	II 医薬品・医療機器の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の情報提供に努めること III 医薬分業を推進すること IV 医薬品副作用被害救済制度の適正な管理を行うこと	6 品質・有効性・安全性の高い医 薬品・医療機器を国民が適切に利 用できるようにすること	6-1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること						
		II 医薬品・医療機器の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の情報提供に努めること			6-2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること						
		III 医薬分業を推進すること			6-3 医薬品の適正使用を推進すること						
IV 医薬品副作用被害救済制度の適正な管理を行うこと											
7 血液製剤の国内自給を推進す るとともに、安全性の向上を図るこ と	I 血液製剤の国内自給の推進を図ること	II 血液製剤の使用適正化を推進すること III 血液製剤の安全性の向上を図ること	7 安全で安心な血液製剤を安定 的に供給すること	7-1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること		献血推進計画					
	II 血液製剤の使用適正化を推進すること										
	III 血液製剤の安全性の向上を図ること										
8 保健衛生上必要不可欠なワク チン等の安定供給を確保すると ともに、緊急時等の供給体制につ いても準備を進めること	I 希少疾病ワクチン・抗毒素及びインフルエンザワクチンの安定供給を図ること		8 保健衛生上必要不可欠なワク チン等の安定供給を確保すると ともに、緊急時等の供給体制につ いても準備を進めること	8-1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること							
				9 新医薬品・医療機器の開発を促 進するとともに、医薬品産業等 の振興を図ること	I 医薬品・医療機器の製造業や販売業等の振興を図ること	9-1 医薬品・医療機器の製造業や販売業等の振興を図ること	医薬品産業ビジョンアクション プラン 医療機器産業ビジョンアクシ ョンプラン				
						II 医薬品・医療機器の流通改善を図ること	9-2 医薬品・医療機器の流通改善等を図ること				
						III バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること	9-3 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること				
10 患者の多様なニーズ等に対応 した医療関連サービスの提供を促 進すること	I 患者の多様なニーズや医療機関経営上のニーズに対応した医療関連サービスの適切な提供を促進すること		10 患者の多様なニーズ等に対応 した医療関連サービスの提供を促 進すること	10-1 患者の多様なニーズや医療機関経営上のニーズに対応した医療関連サービスの適切な提供を促進すること							
				11 全国民に必要な医療を保障で きる安定的・効率的な医療保険制 度を構築すること	11-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること						
11 全国民に必要な医療を保障で きる安定的・効率的な医療保険制 度を構築すること	I 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること		11 全国民に必要な医療を保障で きる安定的・効率的な医療保険制 度を構築すること	11-2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること		全国医療費適正化計画 医療費適正化基本方針 特定健康診査等基本指針					
				12 妊産婦・児童から高齢者に 至るまでの幅広い年齢層におい て、地域・職場などの様々な場所 で、国民的な健康づくりを推進す ること	I 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること	II 国民の心身の健康の維持増進を図ること	12 妊産婦・児童から高齢者に 至るまでの幅広い年齢層におい て、地域・職場などの様々な場所 で、国民的な健康づくりを推進す ること	12-1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること		21世紀における国民健康づく り運動(健康日本21) 全国医療費適正化計画 国民の健康の増進の総合的 な推進を図るための基本的な 方針(健康増進法第7条) 医療費適正化基本方針 特定健康診査等基本指針	
								III 医療保険者が行う健康管理事業を推進すること	12-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること		
								IV 労働者の健康の確保を図ること(基本目標3施策目標2を参照)	12-3 安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標2を参照)		
								V 親子ともに健康な生活を確保すること(基本目標6施策目標7を参照)	12-4 母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標Ⅵ施策目標4を参照)		
								VI 高齢者の健康づくりを推進すること(基本目標9施策目標3を参照)	12-5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標Ⅸ施策目標3-1を参照)		
13 健康危機管理を推進すること	I 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること		13 健康危機管理を推進すること	13-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること		厚生労働省健康危機管理基本指針					

旧政策体系			新政策体系			(参考) 関連する計画等		
基本目標	施策目標(幹)	施策目標(枝)	基本目標	施策目標(幹)	施策目標(枝)			
2 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること	1 食品の安全性を確保すること	I 食中毒等食品による衛生上の危害の発生を減らし、食品の安全性の確保を図ること	II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること	1 食品等の安全性を確保すること	1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	輸入食品監視指導計画 食育推進基本計画		
		II 国民の健康を守るため、輸入食品の安全性の確保を図ること						
		III 食品添加物の規格基準や残留農薬基準の整備等を通じ、食品の安全性の確保を図ること						
		IV いわゆる健康食品等について、広告・表示の適正化を図り、適切な情報の下で消費者がこれを選択できるようにすること						
	2 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること	I 国民、特に青少年に対し、薬物乱用の危険性を啓発し、薬物乱用を未然に防止すること			2 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること	2-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること	薬物乱用防止新5ヵ年戦略 薬物密輸入阻止のための緊急水際対策 犯罪に強い社会の実現のための行動計画	
		II 国内及び水際において、麻薬等の薬物事犯に対する取締りを徹底するとともに、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)対策を進めること						
		III 薬物依存・中毒者の治療と社会復帰を支援すること						
	3 安全で質が高く災害に強い水道を整備すること	I 安全で質が高い水道の確保を図ること		3 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること	3-1 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること	水道ビジョン		
		II 災害に強い水道の整備など水道水の安定供給を図ること						
		III 未普及地域における水道水の整備を図ること						
	4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること	I 毒物・劇物の適正な管理を推進すること		4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること	4-1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること	高生産量既存化学物質(HPV: High Production Volume Chemicals)の安全性点検事業		
		II 化学物質の毒性について評価し、適正な管理を推進するための規制を実施すること						
		III 家庭用品の安全性を確保すること						
	5 生活衛生関係営業の振興等により生活衛生の向上・増進を図ること	I 生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること		5 生活衛生の向上・増進を図ること	5-1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上・増進を図ること			
		II 建築物衛生の改善及び向上等を図ること						
	3 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること	1 労働条件の確保・改善を図ること		I 法定労働条件の確保・改善を図ること	III 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること	1 労働条件の確保・改善を図ること	1-1 法定労働条件の確保・改善を図ること	
				II 年間総実労働時間1,800時間の達成・定着				
				III 賃金対策の推進を図ること				
		2 労働者の安全と健康の確保を図ること		I 事業場における安全衛生水準の一層の向上を図ること		2 安全・安心な職場づくりを推進すること	2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	第10次労働災害防止計画
				II 産業安全水準の一層の向上を図ること				
III 労働衛生対策の推進を図ること								
3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、労働者の福祉の増進を図ること		I 労災保険の安定的かつ適正な運営を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること	3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	3-1 労災保険の安定的かつ適正な運営を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること		労働福祉事業に係る成果目標		
		II 被災労働者及びその家族の援護を図り、被災労働者の円滑な社会復帰を促進すること						
4 勤労者生活の充実を図ること		I 勤労者の財産形成の促進を図ること	4 勤労者生活の充実を図ること	4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること				
		II 中小企業における退職金制度の普及促進を図ること						
		III 自由時間の充実等勤労者生活の充実を図ること						
5 多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること(基本目標6 施策目標2を参照)			5 パートタイム労働者の均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること(基本目標VI 施策目標1-1を参照)					
6 安定した労使関係等の形成を促進すること		I 円滑な政労使コミュニケーションの促進を図ること	6 安定した労使関係等の形成を促進すること	6-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること				
		II 集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図ること						
		III 集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること						
7 個別労働関係紛争の解決の促進を図ること	I 個別労働関係紛争の解決の促進を図ること	7 個別労働紛争の解決の促進を図ること	7-1 個別労働紛争の解決の促進を図ること					
8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	I 労働保険の適用促進及び労働保険料の適正徴収を図ること	8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること	8-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること					

旧政策体系			新政策体系			(参考) 関連する計画等	
基本目標	施策目標(幹)	施策目標(枝)	基本目標	施策目標(幹)	施策目標(枝)		
4 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること	1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること	I 公共職業安定機関における需給調整機能を強化すること	IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること	1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること	1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること	雇用保険三事業による事業の目標設定について 地方労働行政運営方針 子ども・子育て応援プラン 再チャレンジ支援総合プラン	
		II 労働力需給調整事業システムを整備すること					
		III 官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること					
	2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること	I 中小企業、新規・成長分野企業等における雇用機会を創出するとともに労働力の確保等を図ること		2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること	2-1 中小企業等における雇用機会を創出するとともに労働力の確保等を図ること	雇用保険三事業による事業の目標設定について 地方労働行政運営方針 雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発の促進に関する指針	
II 地域の実情に即した雇用機会の創出等を図ること							
III 事業活動の縮小を余儀なくされた企業における雇用の維持・安定を図ること							
IV 円滑な労働移動を促進すること							
V 産業の特性に応じた雇用の安定を図ること							
3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	I 高齢者の雇用就業を促進すること	3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること		3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	雇用保険三事業による事業の目標設定について 地方労働行政運営方針 政策群		
	II 障害者の雇用を促進すること						
	III 若年者の雇用を促進すること						
	IV 外国人労働者の就労環境の整備を図ること						
	V 就職困難者等の雇用の安定・促進を図ること						
4 求職活動中の生活の保障等を行うこと	I 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を行うこと	4 求職活動中の生活の保障等を行うこと	4-1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を行うこと				
5 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境を整備すること	1 雇用の安定・拡大を図るための職業能力開発の枠組みを構築すること	I キャリア形成支援システムを整備すること	V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること	1 労働市場のインフラを充実すること	1-1 職業キャリアの段階に応じた支援を充実すること	職業能力開発基本計画 雇用保険三事業による事業の目標設定について	
		II 職業能力開発に関する情報の収集、整理及び提供の体制を充実強化すること					
		III 職業能力評価システムを整備すること					
		IV 職業能力開発に必要な多様な職業訓練・教育訓練の機会の確保を図ること					
	2 労働力需給の動向に対応した職業能力開発を展開すること	I IT分野における職業能力開発を推進すること		2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	2-1 職業キャリアの段階に応じた支援を充実すること	職業能力開発基本計画 雇用保険三事業による事業の目標設定について	労働福祉事業に係る成果目標
		II 介護分野、環境分野その他の新規・成長分野における職業能力開発を推進すること					
		III ホワイトカラーの職業能力開発を促進すること					
	3 労働者の就業状況等に対応した多様な職業訓練・教育訓練の機会の確保を図ること	I 離転職者の再就職を促進するための職業能力開発を推進すること		3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること	3-1 技能継承・振興のための施策を推進すること	職業能力開発基本計画 雇用保険三事業による事業の目標設定について	
		II 若年者の職業能力開発を推進すること					
		III 中高年齢者の職業能力開発を推進すること					
		IV 就業形態の多様化に対応した職業能力開発を推進すること					
		V 障害者等特別な配慮を必要とする人々への対応を推進すること					
		VI 勤労青少年が有為な社会人、職業人として成長しその責任を果たすように支援すること					
VII 国際化に対応した職業能力開発を推進すること							
4 技能の振興及びものづくり労働者の職業能力開発を推進すること	I ものづくり振興に係る環境を整備すること	1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	雇用保険三事業による事業の目標設定について			
	II 高度熟練技能の維持・継承を図ること						
6 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進すること	1 働く女性が性別により差別されことなく能力を十分に発揮できる雇用環境を整備すること	I 制度的・実質的に職場において男女均等取扱いが徹底されること	VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進すること	2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること	2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること	子ども・子育て応援プラン	
		II 職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策が徹底されていること					
	2 多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	I パートタイム労働を魅力ある就業形態とすること		3 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること	3-1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること	2-2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること	子ども・子育て応援プラン
		II 在宅ワークを魅力ある就業形態とすること					
	3 働きながら子どもを産み育てることを容易にする雇用環境を整備すること	I 育児・介護休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境を整備すること		4 母子保健衛生対策の充実を図ること	4-1 母子保健衛生対策の充実を図ること	2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること	子ども・子育て応援プラン
		II 育児・介護をしながら働き続けやすい環境を整備すること					
	4 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスを提供すること	I 多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること		5 総合的な母子家庭等の自立を図ること	5-1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること	2-4 子育て家庭の生活の安定を図ること	健やか親子21
		II 地域における子育て支援の充実を図り、子育て家庭を支援すること					
		III 放課後児童の適切な遊び及び生活の場を確保すること					
	5 子どもが健全に育成される社会を実現すること	I 放課後児童の適切な遊び及び生活の場を確保すること		6 児童虐待や配偶者による暴力を防止すること	I 虐待を受けた子ども等への支援を図ること	II 配偶者からの暴力の被害者の適切な保護・支援を図ること	II 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進を図ること
		II 子育て家庭の生活の安定を図ること					
		III 子育て家庭の生活の安定を図ること					
6 児童虐待や配偶者による暴力を防止すること	I 虐待を受けた子ども等への支援を図ること	7 親子ともに健康な生活を確保すること	II 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援を図ること	III 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備を図ること	IV 子どもの心の安らかな発達と育児不安の軽減を図ること		
	II 配偶者からの暴力の被害者の適切な保護・支援を図ること						
	III 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備を図ること						
	IV 子どもの心の安らかな発達と育児不安の軽減を図ること						
7 親子ともに健康な生活を確保すること	I 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進を図ること	8 総合的な母子家庭等の自立を図ること	I 母子家庭の生活の安定を図ること	II 母子家庭の母等の自立のための就業支援を図ること			
	II 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援を図ること						
8 総合的な母子家庭等の自立を図ること	I 母子家庭の生活の安定を図ること	II 母子家庭の母等の自立のための就業支援を図ること					
	II 母子家庭の母等の自立のための就業支援を図ること						

旧政策体系			新政策体系			(参考) 関連する計画等	
基本目標	施策目標(幹)	施策目標(枝)	基本目標	施策目標(幹)	施策目標(枝)		
7 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること	1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供すること	I 生活困窮者の自立を適切に助長すること	VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること	1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	1-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」(平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会報告)	
		II 災害に際し応急的に必要な救助を行うこと					
	2 地域福祉の増進を図ること	I ボランティア活動等住民参加による地域福祉活動を促進し、地域福祉を推進すること					
		II ホームレスの自立を促進すること					
3 社会福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること	3 社会福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること	I 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進することにより、より質の高い福祉サービスの提供がなされる基盤を整備すること	2 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること	3 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること	2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること		
		II 利用者の選択を可能にするための情報提供や判断能力が不十分な者に対する援助を行うことにより、福祉サービスの利用者の保護を図ること					
	4 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること	I 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと					3-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
		II 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること					
8 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること	1 障害者の住まいや働く場ないし活動の場を整備すること	I 障害者の住まいや活動の場を整備すること	VIII 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること	1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること	1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	障害者基本計画 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
		II 障害者の雇用を促進すること(基本目標4施策目標3-1を参照)					
	2 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備すること	I 地域における療育システムや社会復帰支援、相談支援体制を整備すること					1-2 障害者の雇用を促進すること(基本目標IV施策目標3-1を参照)
		II 施設・在宅両面にわたる介護等のサービスが適切に提供される体制を整備すること					
3 障害者の自己実現や社会参加を通じた生活の質の向上を進めること	3 障害者の自己実現や社会参加を通じた生活の質の向上を進めること	I 障害者が必要とする情報や福祉用具等を十分に入手できる体制を整備すること	IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること	2 高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標IV施策目標3-1を参照)	3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること		
		II 障害者の雇用を促進すること(基本目標4施策目標3-1を参照)					
		III 障害者のスポーツ、芸術・文化活動を支援すること					
9 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること	1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	I 持続可能な公的年金制度を構築すること	IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること	3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること	3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
		II 公的年金制度の上乗せの年金制度(企業年金等)の適正な運営を図ること					
	2 高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標4施策目標3-1を参照)						3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること
3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、生活支援を推進すること	3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、生活支援を推進すること	I 高齢者の介護予防、健康づくり・生きがいづくり及び社会参加の支援を推進すること	3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること				
		II 高齢者の生活支援を推進すること					
4 介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること	4 介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること	I 介護保険制度の適切な運営を図ること					
		II 質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること					

旧政策体系			新政策体系			(参考) 関連する計画等	
基本目標	施策目標(幹)	施策目標(枝)	基本目標	施策目標(幹)	施策目標(枝)		
10 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること	1 国際機関の活動に対し協力すること	I 国際労働機関が行う技術協力に対し積極的に協力すること II APECの人材養成分野の活動に対し協力すること	X 国際化社会にふさわしい厚生労働行政を推進すること	1 国際社会への参画・協力を推進すること	1-1 国際機関の活動への参画・協力を推進すること 1-2 二国間等の国際協力を推進すること		
	2 国際協力の促進により国際社会へ貢献すること	I 労働分野における人材育成のための技術協力を推進すること		2 国際化に対応した施策を推進すること(再掲)	2-1 感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標I 施策目標5-1、基本目標I 施策目標8-1を参照) 2-2 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(基本目標II 施策目標1-1を参照) 2-3 公的年金制度の持続可能性を確保すること(基本目標IX 施策目標1-1を参照) 2-4 外国人労働者対策を推進すること(基本目標IV 施策目標3-1を参照)		
11 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること	1 国立試験研究機関等の体制を整備すること	I 国立試験研究機関等における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること II 時代に合った研究機関の再編整備を行うこと	XI 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること	1 国立試験研究機関の体制を整備すること	1-1 国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること	第3期科学技術基本計画	
	2 研究を支援する体制を整備すること	I 厚生労働科学研究費補助金の適正かつ効果的な実施を確保すること		2 研究を支援する体制を整備すること	2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること		
	3 研究の適正実施のための倫理面の整備を行うこと	I 倫理指針の適正な運用を確保すること		3 厚生労働分野の研究開発を推進すること(再掲)	3-1 感染症の発生・まん延の防止を図るための研究開発を推進すること(基本目標I 施策目標5-1を参照) 3-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開発を推進すること(基本目標I 施策目標5-2を参照) 3-3 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること(基本目標I 施策目標9-3を参照) 3-4 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図る研究開発を推進すること(基本目標I 施策目標12-2を参照) 3-5 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること(基本目標II 施策目標1-1を参照)		
12 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること	1 厚生労働省電子政府構築計画等を推進すること	(なし)	XII 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること	1 電子政府推進計画を推進すること	1-1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること	IT新改革戦略 重点計画-2006 電子政府推進計画 オンライン利用促進のための行動計画 厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化計画 社会保険業務の業務・システム最適化計画 監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化計画 労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画	
				2 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲)	2-1 医療情報化インフラの普及のための取組みを推進すること(基本目標I 施策目標3-1を参照)	2-2 レセプトオンライン化のための取組みを推進すること(基本目標I 施策目標11-1を参照)	IT新改革戦略 重点計画-2006 医療・健康・介護・福祉分野の情報化ブランドデザイン
					2-3 介護・福祉分野における情報化の取組みを推進すること(基本目標IX 施策目標3-2を参照)	3-1 仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標III 施策目標4-1を参照)	
3 その他の政策分野における情報化を推進すること(再掲)	3-2 求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標IV 施策目標1-1を参照)		3-2 女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること(基本目標VI 施策目標1-1を参照)				

政策評価に関する有識者会議 開催要項

平成 15 年 9 月
厚生労働省政策統括官決定
平成 18 年 2 月改正

1 趣旨

政策評価については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）や「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）において、学識経験を有する者の知見を活用することが求められている。これらを踏まえ、厚生労働省が行う政策評価の客観性及び有効性を高めることを目的として、専門家の参集を求め、政策評価に関する助言等を得るため、「政策評価に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催することとする。

2 検討事項

会議においては次に掲げる事項を中心として検討を行う。

- ① 厚生労働行政に係る政策評価手法等について
- ② 厚生労働省の政策評価体制について
- ③ 特定のテーマごとの政策評価の手法について
- ④ その他

3 会議の運営

- (1) 会議は、政策統括官が学者、研究者等の参集を求めて開催する。なお、参集に係る期間は、政策評価法第 6 条の規定に基づく厚生労働省における政策評価に関する基本計画の期間とする。
- (2) 2 に掲げる検討事項のうち、専門の事項を調査するため必要があるときは、ワーキンググループを編成することができる。
- (3) 会議は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (4) 会議の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省政策統括官付政策評価官室において行う。

政策評価に関する有識者会議 参集者名簿

阿部 正浩	獨協大学経済学部助教授
稲葉 康生	毎日新聞社中部本社代表室長
梅田 次郎	(株) 日本能率協会コンサルティング行政経営アドバイザー
紀陸 孝	(社) 日本経済団体連合会専務理事
篠原 榮一	公認会計士
○高橋 紘士	立教大学コミュニティ福祉学部教授
野川 忍	東京学芸大学教育学部社会科学学科教授
堀田 力	(財) さわやか福祉財団理事長
森田 朗	東京大学公共政策大学院院長
渡辺正太郎	前(社) 経済同友会副代表幹事・専務理事

○・・・座長

五十音順 敬称略

(平成18年7月現在)